

○伊東市伝統文化育成事業補助金交付要綱

平成23年8月22日

伊東市告示第140号

(趣旨)

第1条 市長は、伊東市における伝統文化を次世代に継承させるため、青少年に伝統芸能及び生活文化を体験・習得させることを目的として実施する事業（以下「伝統文化育成事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において伊東市伝統文化育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、本市に住所を有する子ども（満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）が参加して実施する伝統文化育成事業であって、次に掲げる保存継承活動及び後継者育成活動を目的としたものとする。

- (1) 雅楽、能楽その他の我が国古来の伝統的な芸能に関する活動
- (2) 茶道、華道、書道その他の生活に係る活動
- (3) 市内の人々によって行われる民俗芸能に関する活動
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、伝統文化育成事業を実施する次に掲げるものとする。

- (1) 社団法人及び財団法人
- (2) 非営利活動法人
- (3) 文化活動を行うことを主たる目的とする団体で、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ア 市内に事務所を置き、団体の運営について規約を定めていること。
 - イ 伝統文化に関する事業の実施経験を有する者を代表者としていること。
 - ウ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないこと。
- (4) この要綱に基づく補助金と重複して他の制度に基づく補助金、助成金等の交付

を受けていないこと。

(事業年度)

第4条 補助金の交付の対象とする事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額及び交付制限)

第5条 補助金の額は、当該事業年度における補助対象事業に要する経費の2分の1以内とし、次の表の左欄の市内に住所を有する子どもの数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度額とする。

市内に住所を有する子どもの数	補助金の限度額
1人	20,000円
2人	40,000円
3人	60,000円
4人	80,000円
5人	100,000円
6人	120,000円
7人	140,000円
8人	160,000円
9人	180,000円
10人以上	200,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に定める補助金等の交付申請書に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（新規・変更）（第1号様式）
- (2) 収支予算書（新規・変更）（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを検討し、その交付の決定をしなければならない。

(交付条件)

第8条 規則第4条の規定による補助金の交付決定について、次に掲げる条件を付する。

(1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、伊東市伝統文化育成事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の進捗状況を明記した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（変更の承認申請）

第9条 前条第1号の変更承認申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（新規・変更）
- (2) 収支予算書（新規・変更）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに規則第6条に定める補助金の交付額決定通知書により、当該申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第11条の補助事業等完了報告書の提出期限は、補助事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日までのいずれか早い日とする。

2 規則第11条の補助事業等完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（第4号様式）
- (2) 収支決算書（第5号様式）
- (3) 記録写真
- (4) 参加者名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

（額の決定）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、又は決定額に変動を生じたときは、その額を算定し、規則第13条に定める補助金の確定通知書により補助事業者に通知しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

事業計画書(新規・変更)

1 事業の名称

2 事業主体

(1) 住所又は所在地

(2) 団体名

(3) 代表者名

(4) 活動実績

3 実施期間

4 事業内容

第2号様式(第6条関係)

収 支 予 算 書(新規・変更)

1 収入の部

区 分	予 算 額	比 率	備 考
市補助金	円	%	
計			

2 支出の部

区 分	予 算 額	積算根拠	備 考
	円	円	
計			

第3号様式(第8条関係)

伊東市伝統文化育成事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

伊東市長 様

住所又は所在地

申 請 者

氏名又は名称

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた伊東市伝統文化育成事業の計画を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

第4号様式(第11条関係)

事業報告書(新規・変更)

1 事業の名称

2 事業主体

(1) 住所又は所在地

(2) 団体名

(3) 代表者名

3 実施期間

4 報告内容

添付書類

記録写真、参加者名簿

第5号様式(第11条関係)

収 支 決 算 書

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引
	円	円	円
計			

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第8条関係）

第4号様式（第11条関係）

第5号様式（第11条関係）